

お客様の新規確保・固定化のために！

「てんけん安心見舞金」制度 のご案内

お客様との良好な
関係を築き、
顧客の拡大・固定化！



「てんけん安心見舞金」
制度への参加

プレゼント証綴を購入
[1冊20台分3,000円]

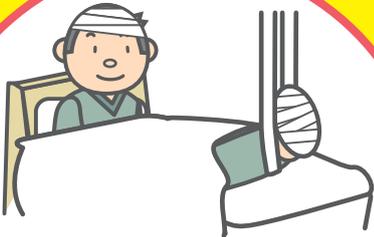
点検・整備等完了後、
貴社からお客様へ
「てんけん安心見舞金」
プレゼント証を発行(プレゼント)
[1台あたり150円]



納車日時から
1年以内に、その自動車に
搭乗中、交通事故により
運転者・同乗者が入院・通院等



「てんけん安心見舞金」制度から
運転者・同乗者へ
お見舞金の支払



『てんけん安心見舞金』制度とは……

この「てんけん安心見舞金」制度は、自動車整備振興会・整備商工組合の会員・組合員を参加対象事業者とし、確実な点検・整備によって自動車ユーザーの安全を守るという使命を担った国から認証を受けた事業者であることを、広くユーザーにアピールすると共に、点検・整備等で入庫して頂いたお客様に「てんけん安心見舞金プレゼント証」を発行することにより、今後も良好な関係を築き顧客の拡大・確保・固定化を図ることを目的とした制度です。併せて、安全の確保と地球環境の保全のために定期的な点検・整備の必要性をPRすると共に、交通法規の遵守を促し、ユーザーの交通安全を願うものです。

1 プレゼントの対象

プレゼントの対象は次に定める整備等を行った自動車に限ります。

- イ. 道路運送車両法にもとづく「定期点検整備」
- ロ. 当会で推進する「安心・快適バック整備」
- ハ. 新車又は中古車販売時の「点検・整備」
- ニ. 臨時点検・整備、修理等（オイル交換含む）

下記の自動車には発行できません。

- 大型特殊自動車
- 小型特殊自動車
- 事業用バス
- ハイヤー・タクシー（運転代行業車両含む）
- レンタカー
- 緊急用自動車
- 教習車
- 二輪車

2 見舞金の内容

プレゼント証が発行された自動車に搭乗している「運転者」または「同乗者」が急激かつ偶然な外来の事故（以下「交通事故」といいます。）で入院等された場合、下表の見舞金をお支払します。なお、見舞金の支払に際し、自動車安全運転センター発行の「交通事故証明書（原本）」および「発行したプレゼント証」・「点検・整備等を実施した事実を確認できる書類（記録簿・請求書等）」等を添付してご請求いただけます。

(1) 支払事由および見舞金額 ※ は通院見舞金新設による追加項目

支払事由	見舞金額	対象者
通院14日以上	30,000円	運転者および同乗者
入院10日～30日まで	50,000円	
入院31日～60日まで	70,000円	
入院61日以上	100,000円	
死亡・重度後遺障害	100,000円	

※【通院見舞金】と【入院見舞金】双方の支払事由に該当した場合は、合算して10万円を限度として支払う。

※【通院見舞金・入院見舞金】と【死亡見舞金または重度後遺障害見舞金】双方の支払事由に該当した場合は、それぞれについて支払う。

※同一事故で2名以上が支払事由に該当した場合は、各人に支払う。

※入院期間が10日未満でかつ通院期間が14日未満の場合、支払事由に該当しないが双方の日数を合算して14日以上となる場合は、通院見舞金として支払う。
(例:入院5日および通院10日した場合…合算して15日となるため、通院見舞金30,000円を支払う。)

① 通院見舞金

交通事故により傷害を被り、事故の日からその日を含めて180日以内に運転者または同乗者がその傷害の治療のために病院等に延14日以上通院された場合に、見舞金を支払う。

② 入院見舞金

交通事故により傷害を被り、事故の日からその日を含めて180日以内に運転者または同乗者がその傷害の治療のために病院等に入院された場合に、その日数に応じた見舞金をお支払します。

③ 死亡見舞金

交通事故により傷害を被り、事故の日からその日を含めて180日以内に運転者または同乗者が死亡された場合に、見舞金をお支払します。ただし、同一の事故により、同一の方にすでに重度後遺障害見舞金をお支払している場合は、死亡見舞金はお支払できません。

④ 重度後遺障害見舞金

交通事故により傷害を被り、事故の日からその日を含めて180日以内に運転者または同乗者が次に掲げるいずれかの重度後遺障害が生じた場合に、見舞金をお支払します。

- ・両眼が失明したもの
- ・咀嚼くまたは言語の機能を全く廃したもの
- ・その他身体の著しい障害により終身常に介護を要するもの

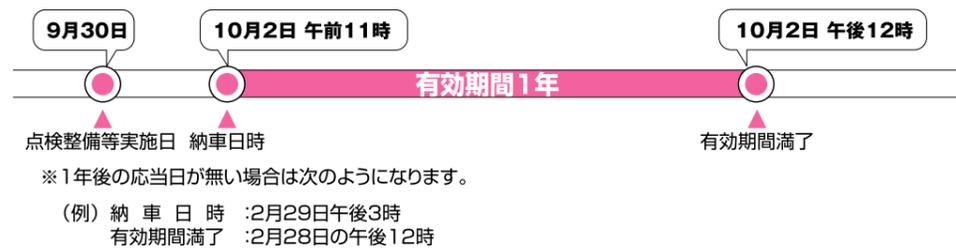
(2) 見舞金が支払われない主な場合

- ① 運転者・同乗者の故意によるとき
- ② 運転者・同乗者の犯罪行為又は闘争行為によるとき
- ③ 無免許運転又は酒酔運転によるとき など



3 プレゼント証の有効期間

納車日時から1年後（応当日）の午後12時までです。



4 見舞金の請求・支払



(1) 事故の届出 お客様 ▶ 整備事業場 ▶ 取扱窓口

プレゼントしたお客様から事故の届出を受けましたら、取扱窓口へご連絡下さい。

(2) 見舞金の請求関係用紙の交付

取扱窓口 ▶ 整備事業場 ▶ お客様
取扱窓口から貴社へ見舞金請求書類をお届けいたしますので、お客様へお渡し下さい。

(3) 請求書の提出 お客様 ▶ 整備事業場 ▶ 取扱窓口

お客様本人またはそのご遺族等が下記の請求書関係書類を整え、貴社を通じて取扱窓口へ提出して頂くこととなりますので、ご協力願います。

(4) 見舞金の支払

当見舞金制度より受取人が指定する預金口座に送金します。

【見舞金請求時の必要書類】

請求種別 必要書類	死亡	重度後遺障害	入院	通院	備考
見舞金請求書	○	○	○	○	見舞金の受取人がご記入・押印して下さい。
事故状況報告書	○	○	○	○	事故の日時、場所、事故原因及び状況等をご記入いただき、運転免許証のコピーを添付または記載内容を転記して下さい。
交通事故証明書	★	★	★	★	自動車安全運転センターの各都道府県事務所に交付申請し、必ず原本をご提出願います。
プレゼント証	★	★	★	★	原本をご提出願います。 なお、お客様が紛失の場合は、整備事業場控をご提出下さい。
戸(除)籍謄本	○				受取人との関係が確認できる謄本をご提出願います。(コピー可)
点検・整備等を実施した事実を確認できる書類	○	○	○	○	点検整備記録簿・領収書等をご提出願います。(コピー可)
診断書			○	○	(コピー可)
後遺障害診断書		○			
死亡診断書・死体検案書	○				

※○は、所定の用紙をご使用下さい。なお★は原本をご提出願います。

※死亡見舞金の受取人は労基法施行規則第42～45条に定める遺族補償の順位(配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹の順)となっております。

※上記以外に、別途書類の提出を求められる場合があります。



a. 表紙



b. 確認票 (整備事業場控)



c. プレゼント証



本制度は、シートベルト着用の有無にかかわらず見舞金の支払対象としておりますが、シートベルトの未着用を容認するものではありません。シートベルトは車に乗る人を守る命綱です。運転席や助手席はもちろんですが、後部座席に乗る方も必ずシートベルトを着用するように促しましょう。

5 プレゼント証の発行に当たって

- ① プレゼント証綴は次の帳票から構成されています。正確に作成し、発行して下さい。
 - a. 表紙
 - b. 1枚目 **確認票 (整備事業場控)**
切り離さず保管して下さい。
 - c. 2枚目 **プレゼント証**
点検・整備等完了車1台につき1枚をお客様に発行(プレゼント)して下さい。

- ② プレゼント証は1セットごとにコード番号が付されていますので、必ずコード番号順に発行して下さい。
- ③ プレゼント証綴は購入後1年を目安に使用して下さい。

6 プレゼント証が無効となる場合

次に該当した場合、プレゼント証は無効となり、見舞金は支払われません。

- ① プレゼント証に「お客様ご芳名(使用者名)」、「自動車登録番号(車両番号)」、「点検整備等実施日」、「納車日時」、「発行事業場名」のいずれかの記載がないとき。
- ② 本制度で定める対象外自動車に発行されたとき。
- ③ 見舞金対象車両について、他の有効なプレゼント証が複数あるとき。ただし、1枚は有効。
注:1事故に対し、見舞金は重複して支払いません。
- ④ プレゼント証に記載の「お客様ご芳名(使用者名)」「自動車登録番号(車両番号)」が譲渡等により変更になったとき。
- ⑤ その他本制度の主旨に著しく反して発行または使用されたとき。

参加申込 『てんげん安心見舞金』プレゼント証綴のご購入は取扱窓口(下記)へ



各商工組合(北海道は協同組合)又は各振興会に所属する整備事業者が参加できます。



取扱窓口で「プレゼント証綴」を購入していただくと手続は完了です。なお、購入後の返却はできません。



「プレゼント証綴」1冊20台分で3,000円です。(1台あたり150円)
購入費用は、経理上「損金」又は「必要経費」となります。

お問い合わせ先:『てんげん安心見舞金』制度取扱窓口

このパンフレットは制度の概要を説明したものです。詳しい内容については取扱窓口または全共済にお問合せください。

本制度は、全共済が日本自動車整備商工組合連合会・社団法人日本自動車整備振興会連合会との協約に基づき、組合員・会員を参加事業者とする『てんげん安心見舞金』制度の運営を引き受けします

〔運営団体〕
財団法人 **全国中小企業共済財団(略称:全共済)**
〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-12 (KDX平河町ビル) TEL.03 (3264) 1511